



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年6月24日（水）

問い合わせ先：子育て支援政策課

課長：安部

担当：佐藤、門間、吉村

電話：829-1270

内線：3075

ひとり親世帯臨時特別給付金を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の子育ての負担の増加や収入の減少に対する支援を目的として「ひとり親世帯臨時特別給付金」の給付を行います。

本事業は、令和2年度6月補正予算の成立をもって実施するものです。

【給付金の概要】

【基本給付】

- 対象者：①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（申請不要）
②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（申請必要）
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（申請必要）

給付額：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【追加給付】

対象者：上記、基本給付対象者①②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方（申請必要）

給付額：1世帯当たり5万円

【支給時期】 基本給付：令和2年7月以降 追加給付：令和2年8月以降